

【資料（2）】

訪問系サービスに係る留意事項及び報酬改定等について

## II 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）

### 1 人員の基準

※内容は居宅介護を引用しています。（他サービスも概ね同様です。）

- 基準省令第5条 指定居宅介護の事業を行う者が、当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。
- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。
- 3 前項の事業の規模は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、前項の事業の規模は推定数とする。

#### 【指摘事例】

##### （1）サービス提供責任者の配置数が不足していた。

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、地域生活支援事業の移動支援、介護保険法に基づく訪問介護事業等を一体的に行っている場合は、それぞれの事業のサービス提供時間及びその員数を合算して算出することになります。

##### （2）従業者の員数が不足していた。

事業所に置くべき従業者の員数は、利用者の人数及びサービス提供時間数の寡少に関わらず、常勤換算方法で2.5人以上配置してください。

##### （3）同行援護、行動援護のサービス提供において必要な資格を未だに取得していない。

同行援護における資格要件の経過措置（平成30年3月31日まで）は、廃止されました。

行動援護における資格要件の経過措置は、平成33（2021）年3月31日まで延長されていますので、それまでに、資格要件を満たすようにしてください。

#### ◎サービス提供責任者の要件

##### 同行援護

- ・介護福祉士
- ・実務者研修の修了者
- ・介護職員基礎研修の修了者
- ・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
- ・居宅介護従業者養成研修2級課程修了者  
または居宅介護職員初任者研修修了者で  
3年以上介護等の業務に従事した者

+

同行援護従業者養成研修  
（一般課程及び応用課程）修了者  
※上記研修に相当すると知事が認めた研修を含む

----- または -----  
国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者  
又はこれに準ずる者

**行動援護** ※実務経験は直接支援業務に限る。

行動援護従業者養成研修課程修了者  
又は強度行動障害支援者養成研修  
(基礎研修及び実践研修) 修了者

+

知的または精神障害に関する実務経験  
**3年以上**  
(実際に従事した日数が540日以上)

◎従業者(ヘルパー)の要件

**同行援護** ※実務経験は直接支援業務に限る。

同行援護従業者養成研修(一般課程)の修了者

----- または -----

居宅介護従業者の  
要件を満たす者

+

視覚障害に関する実務経験  
**1年以上**  
(実際に従事した日数が180日以上)

----- または -----

国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者  
又はこれに準ずる者

**行動援護** ※実務経験は直接支援業務に限る。

行動援護従業者養成研修課程修了者  
又は強度行動障害支援者養成研修  
(基礎研修及び実践研修) 修了者

+

知的または精神障害に関する実務経験  
**1年以上**  
(実際に従事した日数が180日以上)

**(4) 現在、「居宅介護職員初任者研修課程修了者であって実務経験3年以上」のものが、サービス提供責任者になっている。**

平成30年度報酬改定により、上記の者を配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、報酬上10%減算の取扱いとなります。

サービス提供責任者の質の向上を図る観点からも、サービス提供責任者には、実務者研修を受講または介護福祉士の資格を取得させるよう努めてください。

**(5) 行動援護サービスにおいて、「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」が作成されていない。**

支援計画シート等が作成されていなかった場合であっても、平成30年3月31日までは、減算する必要はありませんでしたが、平成30年4月以降は、報酬上5%減算の取扱いとなりますので、支援計画シート等を適切に作成するようにしてください。

## 2 居宅介護計画の作成等

※内容は居宅介護を引用しています。(他サービスも概ね同様です。)

基準省令第26条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する居宅介護計画の変更について準用する。

基準省令第30条 (第1項及び第2項 省略)

3 サービス提供責任者は、第26条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

### 【指摘事例】

**(1) 居宅介護計画が作成されていなかった。または、実際提供されているサービスの内容と異なっていた。アセスメントが行われていなかった。**

居宅介護計画の作成にあたっては、アセスメントによって利用者の状況を把握・分析し、居宅介護の提供によって解決すべき課題を明らかにし、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にして、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしてください。

**(2) 居宅介護計画は作成しているが、利用者又はその家族に対する説明が行われていなかった。居宅介護計画を利用者に交付していなかった。**

基準では利用者又はその家族に対して説明を行うこととなっています。居宅介護計画の写しは、速やかに利用者に交付してください。居宅介護計画に、利用者が交付を受けた旨が署名等によって確認できるようにしてください。

**(3) 定期的な居宅介護計画の実施状況の把握がされておらず、見直しをしていなかった。**

居宅介護事業の報酬上の所要時間は、居宅介護計画に基づく1回のサービス提供に要する標準的な時間を指します。サービス提供にあたり、利用者の心身の状態等が変化し、サービス提供の内容及び所要時間の変更が必要な場合は、速やかに計画の変更を行ってください。

居宅介護計画の変更の必要性を把握するために、サービス提供記録の開始時間や終了時間等は、実際にサービスを提供した時間で記載してください。

**(4) サービス提供責任者が居宅介護計画を作成していなかった。サービス提供責任者の勤務時間の大部分が居宅介護等の提供に従事していた。**

サービス提供責任者は居宅介護計画を作成し、従業者に対し、介護上必要な技術的助言や指導を行うこととなっています。直接支援によって、サービス提供責任者の本来業務の遂行に支障が生じないようにしてください。

### 3 居宅介護等における移送を伴うサービスの実施にあたって

#### 【留意事項】

- 居宅介護における「通院等乗降介助」のサービスを提供するには、道路運送法上の許可を得た上で、障害者支援課と事前協議を行い、「通院等乗降介助」の指定を受ける必要があります。
- 居宅介護における「通院等介助」等のほか、重度訪問介護、同行援護、行動援護、並びに地域生活支援事業における移動支援のサービスを提供する際、ヘルパー自ら運転する車両で、利用者に移送を伴うサービスを実施する場合においても、「通院等乗降介助」の指定を受けた上で実施してください。
- 道路運送法上の許可を得た際、届け出た運賃及び料金は、適正に徴収してください。
- 1人のヘルパーが運転する車両で上記の移送を伴うサービスを提供した場合、その運転時間については、サービス提供時間から除外してください。

「介護輸送に係る法的取扱いについて」（平成18年9月国土交通省自動車交通局旅客課・厚生労働省老健局振興課・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課通知抜粋）

#### 1. 訪問介護について

- ① 訪問介護事業者等が行う要介護者等の輸送については、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条又は第43条の事業許可（一般又は特定）によることを原則とする。
- ② NPO法人その他道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第48条に定める法人等は、一定の手続き、条件の下で、道路運送法第79条に基づく登録を受けることができる。
- ③ 訪問介護員等が自己の車両で要介護者等を有償で運送する場合については、一定の手続き、条件の下で、道路運送法第78条第3号に基づく許可を受けることができる。
- ④ 訪問介護サービス等に連続して移送を行う場合は、道路運送法上の許可又は登録を求めることとし、これらを受けずに運送を行う訪問介護事業所については、介護報酬の対象としないものとする。

なお、障害者（児）福祉サービスに係る自家用自動車を使用した有償旅客運送についても、上記①～④の方針に沿って具体的な取扱いを行うものとする。

道路運送法上の許可に関することは、国土交通省 近畿運輸局 和歌山運輸支局 輸送・監査部門（電話073-422-2138）にお問い合わせください。

## 訪問系サービスに関する事項

### 【報酬改定について】

## 5. 訪問系サービス

### (1) 居宅介護

#### ① 同一建物等に居住する利用者等へのサービス提供に対する評価の適正化

- ・ 居宅介護事業所が所在する建物と同一建物等に居住する利用者又は同一建物に居住する一定数以上の利用者に対し、サービスを提供する場合の評価を適正化する。

#### 《同一建物等の利用者等に提供した場合の減算【新設】》

以下のイ又はロの者に居宅介護を行う場合は、所定単位数の10%を減算する。ハの者に居宅介護を行う場合は、所定単位数の15%を減算する。

イ 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者

ロ 上記以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)

ハ 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合)

#### ② 初任者研修課程修了者のサービス提供責任者に対する評価の適正化

- ・ サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、サービス提供責任者の任用要件のうち「居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事した者」をサービス提供責任者として配置している事業所について、基本報酬を減算する。

#### 《初任者研修修了者がサービス提供責任者として配置されている場合の減算【新設】》

居宅介護職員初任者研修課程修了者(介護職員初任者研修課程修了者や旧2級ヘルパーを含む)をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の10%を減算する。

#### ③ 居宅介護ヘルパーの要件の見直し等

- ・ 介護保険サービスにおける訪問介護の見直しを踏まえ、居宅介護(家事援助及び通院等介助(身体介護を伴わない場合)に限る。)のヘルパーとして、訪問介護における生活援助中心型のサービスに必要な知識等に対応した研修の修了者を定め、当該者が家事援助等を提供した場合の基本報酬は、居宅介護職員初任者研修課程修了者等が提供した場合と同様とする。

#### ④ 福祉専門職員等連携加算の要件の見直し

- 精神障害者に対してより高度で専門的な支援を行うために、公認心理師と連携した場合を新たに福祉専門職員等連携加算における有資格者として評価する。

##### 《福祉専門職員等連携加算の要件の見直し》

###### [現 行]

福祉専門職員等連携加算 564単位/日

- ※ 利用者に対して、居宅介護事業所のサービス提供責任者が、サービス事業所、指定障害者支援施設、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士その他の国家資格を有する者（作業療法士、言語聴覚士、看護師、保健師等）に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく居宅介護を行ったときは、初回の居宅介護が行われた日から起算して90日の間、3回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。

###### [見直し後]

福祉専門職員等連携加算 564単位/日

- ※ 利用者に対して、居宅介護事業所のサービス提供責任者が、サービス事業所、指定障害者支援施設、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、理学療法士その他の国家資格を有する者（作業療法士、言語聴覚士、看護師、保健師等）に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく居宅介護を行ったときは、初回の居宅介護が行われた日から起算して90日の間、3回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。

## (2) 重度訪問介護

### ① 病院等に入院中の支援の評価

- 障害支援区分6の利用者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（以下「病院等」という。）への入院（入所を含む。以下①について同じ。）中にコミュニケーション支援等を提供することを評価する。



《入院中の支援の基本報酬【新設】》

入院中以外の基本報酬と同様とする。

	入院中以外	入院中
所要時間1時間未満の場合	184単位	184単位
所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	274単位	274単位

※ 他の時間の単位も同様。

《入院中の支援の加算・減算【新設】》

以下を除き、入院中以外と同様とする。

- イ 喀痰吸引等支援体制加算の算定は不可。
- ロ 90日以降の利用は所定単位数の20%を減算する。

② 意思疎通が困難な利用者等への同行支援の評価

- ・ 障害支援区分6の利用者に対して、重度訪問介護事業所が新規に採用した従業者により支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行うことを評価する。

《2人の重度訪問介護ヘルパーにより行った場合の加算の見直し》

[現行]

- イ 障害者等の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーが1人の利用者に対して重度訪問介護を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき所定単位数を算定する。

[見直し後]

- イ 障害者等の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーが1人の利用者に対して重度訪問介護を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき所定単位数を算定する。
- ロ 障害支援区分6の利用者に対し、重度訪問介護事業所が新規に採用したヘルパーにより支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練したヘルパーが同行して支援を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき、所定単位数の100分の85を算定する（算定開始から120時間に限る。）。

③ 外出時における支援の見直し

- ・ 障害福祉サービスは、個々の障害者等のニーズ等を勘案して支給決定を行うものであり、1日を超える用務における支援の要否も含めて、市町村が支給決定を行うことから、外出時の支援を「原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」とする規定を廃止する（同行援護及び行動援護についても同様）。

### (3) 同行援護

#### ① 基本報酬の見直し

- ・ 同行援護は、外出する際に必要な援助を行うことを基本とすることから、「身体介護を伴う」と「身体介護を伴わない」の分類を廃止し、基本報酬を一本化する。なお、対象者の要件は、現行の「身体介護を伴わない」の対象者の要件とする。
- ・ ただし、現に利用している者に支援を行った場合は、支給決定の有効期間に限り改定前の報酬を算定することができることとする。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙1)参照

#### ② 盲ろう者等への支援の評価

- ・ 盲ろう者や、重度の障害者への支援を評価する加算を創設する。

##### 《盲ろう者向け通訳・介助員が盲ろう者を支援した場合の加算【新設】》

盲ろう者向け通訳・介助員(地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業において、盲ろう者の支援に従事する者をいう。以下同じ。)が、盲ろう者(同行援護の対象者要件を満たし、かつ、聴覚障害6級に該当する者)を支援した場合は、100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算する。

##### 《障害支援区分4以上の者を支援した場合の加算【新設】》

障害支援区分4以上の者を支援した場合は、100分の40に相当する単位数を所定単位数に加算する。

##### 《障害支援区分3の者を支援した場合の加算【新設】》

障害支援区分3の者を支援した場合は、100分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

#### ③ 同行援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の見直し等

- ・ 同行援護のヘルパー及びサービス提供責任者の要件のうち、同行援護従業者養成研修を修了したものと見なす経過措置について、研修修了者の養成状況等を踏まえ廃止する。
- ・ 盲ろう者が同行援護を利用しやすくなるよう、平成33(2021)年3月31日までの暫定的な措置として、盲ろう者向け通訳・介助員は、同行援護従業者養成研修を修了したものとみなす。なお、本取扱いによるヘルパーが行う同行援護は、所定単位数を減算する。

《同行援護ヘルパーの要件の見直し》

[現 行]

- イ 同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者（居宅介護職員初任者研修課程修了者等については、平成30年3月31日までの間は、同研修を修了したものとみなす。）
- ロ 居宅介護職員初任者研修課程修了者等であって、視覚障害者等の福祉に関する事業に1年以上従事した経験を有するもの
- ハ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等

[見直し後]

- イ 同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者（盲ろう者向け通訳・介助員については、平成33（2021）年3月31日までの間は、同研修を修了したものとみなす。）
- ロ 居宅介護職員初任者研修課程修了者等であって、視覚障害者等の福祉に関する事業に1年以上従事した経験を有するもの
- ハ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等

《上記見直し後の括弧書きにより、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護を提供した場合の減算【新設】》

上記見直し後の括弧書きの取扱いにより、同行援護従業者養成研修修了者とみなされた盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護を提供した場合は、所定単位数の10%を減算する。

《同行援護のサービス提供責任者の要件の見直し》

[現 行]

- イ 以下の（1）又は（2）の要件を満たすものであって（3）の要件を満たすもの
  - （1）居宅介護職員初任者研修を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者等
  - （2）平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年以上従事したもの（平成30年3月31日までの暫定的な取扱い。）
  - （3）同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者（居宅介護職員初任者研修課程修了者等については、平成30年3月31日までの間においては、当該研修課程を修了したものとみなす。）
- ロ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等

[見直し後]

- イ 以下の(1)及び(2)の要件を満たすもの
  - (1) 居宅介護職員初任者研修を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者等
  - (2) 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者
- ロ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等

(4) 行動援護

① 支援計画シート等が未作成の場合の減算に係る経過措置の廃止

- ・ 支援計画シート等を未作成の場合の減算について、未作成であっても減算されない経過措置を廃止する。

《支援計画シート等が未作成の場合の減算の見直し》

[現 行]

「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」が作成されていない場合、所定単位数の5%を減算する。ただし、平成30年3月31日までの間は支援計画シート等を作成していない場合であっても、所定単位数を算定する。

[見直し後]

「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」が作成されていない場合、所定単位数の5%を減算する。

② 行動援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の経過措置の延長

- ・ 行動援護のヘルパー及びサービス提供責任者の要件のうち、行動援護従業者養成研修を修了したものと見なす経過措置について、研修修了者の養成状況等を踏まえ、平成33(2021)年3月31日まで延長する。

(5) 重度障害者等包括支援

① 基本報酬の見直し

- ・ 短期入所及び共同生活援助の報酬の見直しに伴い、重度障害者等包括支援の中で提供する短期入所及び共同生活援助の報酬を見直す。
- ・ 他の障害福祉サービスの報酬算定の考え方を踏まえ、以下の報酬算定の取扱いを廃止する。
  - イ 提供したサービスの実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超える場合 支給決定単位数とする。
  - ロ 提供したサービスの実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超えない場合 実績単位数の95分の100を乗じて得た単位数とする。

## 【届出に係る留意事項等について】

(1) 従業者の職種、員数及び職務の内容の変更に伴う変更届の提出について  
・毎年年1回、6月中に提出してください。

※管理者やサービス提供責任者が変更になった場合は10日以内に変更届の提出が必要です。

- ・利用者がいないという理由で、変更届を提出していない事業所がありますが「休止届」を提出していない場合は、利用者の有無に関係なく変更があれば提出が必要です。
- ・介護保険法の訪問介護・介護予防訪問介護の指定を受けている事業所で、一体的に障害の居宅介護等を実施している場合は、勤務形態表は介護保険法の訪問介護・介護予防訪問介護事業所の勤務形態表と同じものを提出してください。(勤務形態表において、それぞれの勤務時間を按分する必要はありません。)

(2) 移動支援の登録等について

- ・移動支援事業を実施する際は、事前に登録が必要です (登録には2週間程度要します)。
- ・車を使用する際は道路運送法の許可が必要です。
- ・居宅介護事業等の年1回の人員の変更届を提出する際、移動支援についても同様に変更届を提出してください。(休止・廃止届も同様)
- ・移動支援の勤務形態表は、居宅介護と同じものを提出してください。

(3) 行動援護従業者及びサービス提供責任者の資格要件について

- ・従事者には実務経験が必須です。実務経験に含まれるのは知的障害者児者や精神障害者に対する直接処遇業務のみです。

※業務内容欄には、知的障害者・知的障害児または精神障害者の直接支援業務に携わったことが分かるような記載をお願いします。

(「障害児者に対する介護業務」のような記載では実務経験の日数要件を満たしているか確認できないため不十分です。)

【記載例】「知的障害者及び知的障害者に対する介護業務」等

- ・実務経験証明書には、従事日数を必ず記載してください。  
実務経験の年数は、次のとおりである必要があります。  
「1年以上」 従事期間が1年以上かつ従事日数が180日以上  
「2年以上」 従事期間が3年以上かつ従事日数が360日以上  
「3年以上」 従事期間が3年以上かつ従事日数が540日以上  
「5年以上」 従事期間が5年以上かつ従事日数が900日以上

#### (4) 通院等乗降介助の実施について

通院等乗降介助を実施する際は、事前に協議を行い、登録を受ける必要があります。

#### 『通院等のための乗車又は降車の介助』を実施する指定障害福祉サービス事業者の 指定等に関する取り扱いについて

「障害者の日常生活及び社会性生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」3-(21)-③に基づく『通院等のための乗車又は降車の介助』（以下「通院等乗降介助」という。）を行う指定居宅介護事業者についての指定及び変更（以下「指定等」という。）については、事前協議を行うこととし、一連の事務は下記により取り扱うこととする。

#### 記

##### 1. 事前協議

(1) 提出書類 「通院等乗降介助」指定等に関する事前協議書（別記1号様式）

##### (2) 添付書類

- ①「通院等乗降介助」指定等に関する事前協議事項確認書（別記2号様式）
- ②道路運送法に基づく旅客自動車運送事業の免許又は許可の写し
- ③道路運送法に基づく旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定許可の写し
- ④通院等乗降介助に使用する車両の写真（前後左右及び介助用装備）
- ⑤通院等乗降介助に使用する車両の車検証写し  
(法人所有でない場合はリース契約書等の写し必要)

- ⑥通院等乗降介助に従事する従業者の2種免許証写し
- ⑦通院等乗降介助に従事する従業者のヘルパー資格写し

事業譲渡により事業を承継する場合は以下の書類も添付、提出

- ⑧事業譲渡契約書写し
- ⑨自動車運送事業の譲渡及び譲受認可申請書写し
- ⑩同許可書写し（許可後速やかに提出のこと）
- ⑪誓約書（申請を要しない事業譲渡の場合）（別記3号様式）

⑫事業譲渡に係る届写し（申請を要しない事業譲渡の場合。届け出後速やかに提出のこと）

※コピーしたものについては全て原本証明をしてください。

- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出期限 事業実施予定月の前月の15日
- (5) 提出先 和歌山市福祉局社会福祉部障害者支援課
- (6) 提出方法 郵送又は持参

## 2. 新規指定とあわせて通院等乗降介助の申請を行う場合

### (1) 対象事業者

新たに指定居宅介護事業所の指定をする事業所で、『通院等乗降介助』を実施する事業者

### (2) 提出書類

①指定申請書（付表1及び付表1記載の添付書類含む）

- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出先 和歌山市福祉局社会福祉部障害者支援課
- (5) 提出方法 新規申請と同時提出
- (6) 標準処理期間（事業開始日）

毎月5日までに申請書を受理した場合、翌月1日指定（翌々月以降とすることも可）

## 3. 既に事業の指定を受けている事業所において通院等乗降介助を実施する場合

（まずは事前協議を行います。その後、変更届の提出が必要です。）

### (1) 対象事業所

既に指定居宅介護事業所の指定を受けている事業所で、加えて『通院等乗降介助』を実施する事業所

### (2) 提出書類

#### ①変更届出書

（付表1及び指定居宅介護の内容に『通院等乗降介助』を追加した運営規程並びにその他変更内容がわかる書類）

②事前協議終了通知書（別記4号様式） 写し（※原本証明要）

- (3) 提出部数 1部

(4) 提出先 和歌山市福祉局社会福祉部障害者支援課

(5) 提出方法 持参・郵送

(6) 事業開始日

事前協議を了した日が属する月の翌月1日(翌々月以降とすることも可)

※事業開始日から10日以内に提出する必要あり

#### 4. 指定及び変更に係る標準処理期間(事業開始日)の例

	10/1	11/1	12/1
事前協議	※15日まで		
指 定	※5日まで 申請	指定 事業開始	
変 更		※10日以内 届出 事業開始	

様式が必要な場合は、障害者支援課宛てにメールにてご連絡ください。

([shogaishashien@city.wakayama.lg.jp](mailto:shogaishashien@city.wakayama.lg.jp))

※通院等乗降介助の登録を受けていない状態で、車を使ってサービスを実施している場合は、早急に事前協議を行い、登録を受けてください。



